採用代行　業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり採用代行に関する業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、以下記載の業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

① 採用活動の企画

② 募集要項の作成

③ 面接日時の設定

④ 対象者への合否連絡

⑤ その他採用代行業務に付随する業務

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から1年間とする。ただし、期間満了の〇か月前までに、甲又は乙が相手方に対して何らの意思表示を行わないときは、本契約はさらに1年間更新され、以降も同様とする。

第３条

甲は乙に対し、本件業務ににて1人の人材採用の決定につき、乙に別紙1に規定する採用代行手数料を支払う。支払は、乙が採用した人材が入社した日の属する末日までに、甲が乙指定の銀行口座に振込む形で行う。振込手数料は甲が負担する。

第４条

前条において　乙が採用した人材が、入社日から起算して以下に定める期間内に本人都合により退社した場合は、乙は甲が採用した人材の退職日の属する月の翌月末までに下記により算定された額の返金を行うものとする。

1ヶ月以内 採用代行手数料の〇％

2ヶ月以内 採用代行手数料の〇％

3ヶ月以内 採用代行手数料の〇％

2　前項の規定は、当該人材の内定通知に記載された就業条件と、入社後の就業条件や業務内容等が異なる場合は適用しないものとする。

3　前条において、乙が採用した人材が内定を承諾した後、内定の取消し(解雇)を行った場合において、乙は、既に前条で規定した代行手数料を受領していたときは、甲に対し、当該手数料を全額返金するものとする。ただし、当該人材の病気や怪我などの不可抗力により、内定取消(解雇)を行わざるを得ない場合はその限りではない。

第５条

乙は、本件業務に関して得られた個人情報につき、本契約の目的の範囲内のみで使用し、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

3　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第６条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、第三者に再委託してはならない。

第７条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

2　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第８条

乙は、甲が、甲の従業員のために設置しているハラスメントに関する相談窓口を利用することができる。(部署：○○　担当者：○○　連絡先：○○)

第９条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１０条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印